

東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針 改定に係る検討委員会（第2回） 議事要旨

1. 日時

令和7年2月13日(木)10:00～12:00

2. 場所

北とぴあ 9階 901会議室

3. 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり

4. 議事次第

1. 開会

1-1. 挨拶

1-2. 委員紹介

(資料1)

1-3. 前回までの経緯

2. 【審議1】水害リスクデータに基づく屋内安全確保可能人数 (資料2)

2-1. 北区の水害リスク(詳細)について

2-2. 屋内安全確保が可能な条件について

3. 【審議2】基本方針改定方向性の決定 (資料3、4)

3-1. 基本方針改定原案からの修正内容について

3-2. 基本方針改定(案)について

4. 我が家の水害リスク診断書(案)について (資料5)

5. 今後のスケジュール

3月 防災対策特別委員会報告、北区防災会議報告 3-2. 基本方針改定(案)について

4月 北区防災対策調整会議開催(改定決定)

5月 北区ニュース・北区防災ポータル等で改定内容周知

浸水想定区域の住民へ「水害リスク診断書」による戸別周知

6. 閉会(挨拶)

【配付資料】

資料1 委員一覧

資料2 北区の水害リスク詳細

資料3 基本方針改定原案に対する意見への回答

資料4 基本方針改定（案）

資料5 水害リスク診断書（案）

参考1 屋内安全確保除外地域（2週間に囲まれた地域）別紙【出席者名簿】

表 1 検討委員会 委員

出席者		所属
委員長	かとう たかあき 加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所教授
副委員長	まつだ ひでゆき 松田 秀行	危機管理室長
委員	たなべ ようさく 田名邊 要策	福祉部地域福祉課長
委員	やくおうじ りゅうた 薬王寺 龍太	(福祉部高齢福祉課長代理出席) 福祉部高齢福祉課高齢相談係課長補佐
委員	こだいら そう 古平 聡	子ども未来部子ども未来課長
委員	あらい かずや 荒井 和也	土木部道路公園課長
委員	まつむら せいじ 松村 誠司	教育振興部教育政策課長事務取扱 教育振興部参事

表 2 オブザーバーおよび事務局

出席者		所属
オブザーバー	すずき まさし 鈴木 雅史	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所 総括地域防災調整官
事務局	みやじま ゆか 宮島 由香	危機管理室防災・危機管理課長
事務局	さいとう まき 斎藤 真紀	危機管理室防災・危機管理課主査
事務局	やまだ こうた 山田 浩太	危機管理室防災・危機管理課主任
事務局	ふもと さわこ 麓 佐和子	危機管理室防災・危機管理課主任
事務局	しむら としや 志村 敏也	危機管理室防災・危機管理課主事
事務局	かめだ たけし 亀田 剛史	危機管理室防災・危機管理課主事

5. 議事要旨

5.1. 前回（第1回）までの経緯

振り返り

事務局より、第1回改定検討委員会の振り返りについて説明を行った。説明事項は以下のとおりである。

- ・第1回改定検討委員会の主な内容
 - ✓ 令和2年3月に策定した北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針について、従来までの高台避難の方針に加え、屋内安全確保が可能な条件を追加する改定に向けた検討
 - ✓ 北区の水害リスクの実態に即した屋内安全確保の条件、及び東京都が実施した水害リスク診断書のスキームを用いた効果的な周知方法
- ・第2回改定検討委員会に向けた3つの重要なポイント
 - ① 方針改定にあたっての委員会としての基本スタンスを明確化（屋内安全確保が可能となった住民に対し、屋内安全確保を依頼するのか、選択肢の1つとして示すのか。）
 - ② 改定に関する誤解のない区民への発出・周知方法
 - ③ 屋内安全確保の対象の決定

続いて上記のポイントに加え、荒川氾濫と石神井川氾濫の違いについての周知の観点を盛り込み、作成した各資料について、事務局より提示を行ったうえで、審議を進めていくこととした。

- ・審議の進め方等について（第1回同様）

事務局より、審議の進め方および会議の公開について以下のとおり説明し、確認をした。

■審議の進め方

- ・事務局より資料説明後、委員長の司会進行のもと審議を進行する。

■会議の公開

- ・検討委員会の発言は録音し、要旨を会議録として取りまとめる。
- ・会議録（要旨・記名なし）をホームページ等で公開する。
- ・傍聴者の参加については、委員長から委員に諮ったうえで、傍聴なしの形式とすることに決定。

5.2. 議題【審議】

水害リスクの詳細説明

事務局より、資料2を用いて説明を行った。説明事項は以下のとおりである。

- ✓ 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域内の世帯数・住民数（令和6年11月1日現在データをを用いて算出）
 - 人口増の影響等により、方針作成当初より約9000人増。
- ✓ 第1回改定検討委員会にて設定した屋内安全確保の最低条件（案）を満たす世帯数・住民数
 - 避難確保計画の作成対象である要配慮者利用施設に住民票を置く203名を除く

- 算出根拠：浸水継続時間 3 日未満地域－除外地域
- 除外する地域について、以下のとおり設定
 - ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に居住する住民
 - ② 周囲が浸水継続時間 2 週間以上の地域に囲まれた地域
- 除外地域に該当するのは、1,427 世帯、2,821 人
- 地区別詳細（除外箇所・理由等）については参考 1 により説明

上記のとおり算定を行った結果、荒川が氾濫した場合の浸水想定区域内の世帯数・住民数として以下のとおり算出した。

●24,839 世帯、40,114 人

✓ **屋内安全確保が可能と想定される世帯数・住民数の試算**

- 国のハザードマップ凡例では、「0.5m で 1 階床高」、「3.0m で 2 階の床下まで浸かる程度」、「5.0m で 2 階の軒下まで浸かる程度」とされているため、3.0m 未満は 2 階以上を安全とし、3.0m 以上は 3 階以上を安全と仮定して計算
- 住所情報から階数を特定し割合を算出（平成 27 年国勢調査の値と概ね合致）
- 3.0m 未満までは「2 階以上居住＋一戸建ての 2 階建て以上の按分」、3.0m 以上は「3 階以上居住」に絞って試算

上記のとおり試算を行った結果、屋内安全確保が可能と想定される世帯数・住民数として以下のとおり算出した。

●20,370 世帯、34,492 人

基本方針改定原案に対する意見及び事務局回答

事務局より、資料 3 及び資料 4 を用いて説明を行った。説明事項は以下のとおりである。

- ✓ 第 1 回改定検討委員会後に集約した意見についての回答
- ✓ 意見を反映し、変更箇所を示した基本方針改定案

水害リスク診断書様式案の記載内容説明

事務局より、資料 5 を用いて説明を行った。説明事項は以下のとおりである。

- ✓ 3 つの水害リスク診断書パターン及び共通部分についての各記載文言

スケジュール等

今後のスケジュールについて、事務局より次第 5 を基に以下のとおり説明した。

3 月に改定検討委員会としての方向性をまとめ、区の防災対策特別委員会や北区防災会議へ報告を行う。年度明け 4 月に北区防災対策調整会議の審議を経て改定を決定。5 月の出水期前に北区ニュースや北区防災ポータルなどで改定内容を周知するとともに、水害リスク診断書を浸水想定区域の全戸に郵送をするというスケジュールで進める。

5.3. <審議>

各資料に関連した主な審議内容は以下のとおりである。

資料2

○北区の水害リスク詳細について

東京都の「我が家の水害リスク診断書」のスキームを活用して、荒川が氾濫した場合に北区内で浸水被害が想定される区域に居住している世帯数・住民数を基準日を令和6年11月1日で算出し、浸水想定区域内の居住世帯数・住民数が総人口の約57%である118,836世帯、204,914人であることを確認した。

また、第1回改定検討委員会にて設定した北区の特性に合わせた屋内安全確保が可能な条件について、以下のとおり条件案を設定した。

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下①～③の条件をすべて満たしており、住民自らの判断で、自宅等の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保できること。

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと
- ② 自宅等に浸水しない居室があること
- ③ 浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。ただし、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く。

上記の条件案に従い、荒川浸水想定区域内に居住する世帯のうち、可能な最低条件を満たす世帯数・住民数について、以下のとおり確認を行った。

● **24,839世帯、40,114人**（要配慮者利用施設に住民票を置く、10施設、194世帯、203人を除く）
算出根拠：浸水継続時間3日未満地域－除外地域※（周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれた地域＋家屋倒壊等氾濫想定区域）

また、算定するにあたって除外した地域に関して、参考1を参照しながら、該当箇所や除外理由について確認した。

続いて参考として、「②自宅等に浸水しない居室があること」の条件を加味した上で、実質的に屋内安全確保が可能と想定される世帯数・人数の試算を行った結果について確認を行った。なお、算出において下記のとおり仮定を前提として設定した。

<前提条件>

国のハザードマップ凡例に則り。「0.5mで1階床高」、「3.0mで2階の床下まで浸かる程度」、「5.0mで2階の軒下まで浸かる程度」とされているため、3.0m未満は2階以上を安全とし、3.0m以上は3階以上を安全と仮定する。

なお、この仮定から算出した値は、平成27年国勢調査の値と概ね合致するものであり、一定程度の信頼性があることについて確認をした。

また、平成30年の住宅土地調査より、一戸建て住宅のうち2階建て以上の割合は96.8%とのデータが得られているため、これらを踏まえた上で3.0m未満までは「2階以上居住＋一戸建ての2階建

て以上の按分」、3.0m 以上は「3 階以上居住」に絞って試算した結果について確認を確認した。

●（参考）屋内安全確保が可能と想定される世帯数・住民数の試算（合計値）

：20,370 世帯、約 34,492 人

○算出した数値等の公表について

委員長より、試算や条件の精査について、①～③の条件案について認識のすり合わせを行い、各委員について質問や意見を募ったところ、以下の質問及び意見があった。

- ・最終的に外部へ公表する際に、対象者数等が出るのか。
- ・対象者数の公表に関して、人数は将来的には変わっていくものであるため、計算の条件等を示すことが重要である。この条件であれば、この人数でこういった者が屋内安全確保可能を分かるように公表した方がよい。

➤解説章内に 24,839 世帯 40,114 人を屋内安全確保の条件を満たす地域に居住する住民数として示す方針である旨を事務局より説明した。

また、全体で条件の周知の重要性、特に自宅などに浸水しない居室があるかどうか等について、判断を促すような文言であることの必要性を確認した。

資料 3・資料 4

○集約した意見を反映し、変更箇所を示した基本方針改定案について

- ・第 1 回検討委員会時の原案からの変更部（黄色マーカー・青字部）、現行方針からの改定内容（黄色マーカー・赤字部分）及び現行方針の主要部について、資料 4 を中心に、資料 3 と併せて事務局より以下のとおり説明を行った。

（資料 4）

- ・P2：基本方針の今回の改定の目的（原案同様）
- ・P4：令和 2 年度より整理した荒川氾濫の場合の高台水害対応避難場所と石神井川の氾濫の場合の水害対応避難場所を記載（原案同様）
- ・P6：基本方針の対象者データを令和 6 年 11 月現在に更新
- ・P7：基本方針 2.災害を知りましょう（原案同様）
- ・P9：資料 3 の 2 の意見により、屋内安全確保に関する条件を詳細に記載している P28 を参照する注釈を補記（その他条件を記載している 4 箇所【P19・P22・P44・P64】も同様の対応）。なお、資料 3 の 1 にある目の意見にある「建物構造を考慮して、屋内安全確保を判断する」というような文言を改定方針の中に記載する想定については、国等のガイドラインに建物構造上の違いによる安全性や衛生面の違い等に関する言及がないため、原案のままとした。
- ・P17：北区防災ポータル・北区防災アプリ、北区メールマガジンを最推奨とする（原案同様）
- ・P19：一定条件を満たす場合に屋内安全確保も考慮できるという内容に一部文言変更
- ・P21：最推奨するのが高台避難であるというところには変更はない（原案同様）
- ・P28：一定条件を満たす場合に屋内安全確保も考慮できるという内容に一部文言変更
- ・P30：屋内安全確保をする際のポイントなどを絵と共に詳しく記載をし、実際に浸水した際の状況を想起させる目的。その下には備蓄の考え方も詳細に記載（東京備蓄ナビの URL を追記）
- ・P31：水害リスクデータ分析に基づく数値を反映
- ・P32-33：荒川氾濫時の避難場所及び福祉避難所の記載。その他協定の施設や広域避難施設があること等を記載（受入可能数非公表）。一部文言変更

- ・P34：石神井川氾濫及び土砂災害の場合避難場所を記載（原案同様）
- ・P35：避難者数そして避難場所での受け入れ可能人数についての数値を反映（一部文言変更）
- ・P37：基本方針 4. **本当に必要な人のために、車避難は避けましょう**（現行方針同様）
- ・P41：基本方針 5. **誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。**（現行方針同様）
- ・P43：居住地域のセグメントに 19 地区別の状況に屋内安全確保の考え方を反映（一部文言変更）
- ・P44：浮間、志茂、豊島の 3 地区が屋内安全確保は不可とする。（豊島はごく一部が屋内安全確保可能だが、寡少なためここでは全域が不可とする）。また、資料 3 の 11・12 の意見を受けて、北区大規模水害避難行動支援計画の内容を追加した。また、口頭で北区大規模水害避難行動支援計画の改定等についても、今後検討していく旨を説明。
- ・P52：避難が必要な地区ごとの避難行動様式について、資料 1 の内容を反映した。
- ・P53-63：これまで浸水の地区としていた 11 地区以外に十条台、赤羽西、桐ヶ丘の一部に屋内安全確保の対象となる地域があるため、屋内安全確保の欄に【一部～地区】を含むとし、地図を示した上で、近当初より浸水地区としていた近隣地区の地図内に示した。また、資料 3 の 13 の意見を踏まえ、豊島地区等、屋内安全確保が不可とする地域に関しては、【屋内安全確保は不可能。早めに高台へ避難すること。】という文言を追加した。
- ・P64：資料 3 の 14 の意見を踏まえ、個別避難計画・避難行動要支援者用マイ・タイムラインの文言を追加した。

○第 1 回改訂検討委員会における 3 つの重要なポイントの対応箇所について

事務局の資料説明後、下記のとおり質問及び意見があった。

- ・第 1 回改訂検討委員会のまとめとして挙げた「基本スタンス」について対応している箇所はどこか。恐らく全部読めばわかるが、端的に書いた方がよい。

- ・一定条件を満たしかつ 3 日間自力で生き延びられる自信のある住民に限っては、屋内安全確保を選択することができるという内容のメッセージを項目として起こすと分かりやすいかもしれない。

- ・全体として誰向けの文章・方針かが不明瞭なため、端的にすべきと考える。

- ・中身の構成が分かりにくい面があるため、見出し等をつけ、このページはどの部分のことを言っているか等を示すことができれば、より分かり易いものとなるような印象を受けた。

➤事務局より、基本スタンスについては、屋内安全確保の可能な条件を示している 28 ページ、及び屋内安全確保する際のポイントを示している 30 ページに記載していると説明をした。また、解説章については、広く配るものではなく、行政の指針にもなりつつ、自主防災組織や個別避難計画の作成支援を行う組織に所属するような避難支援者や防災に関わる者に向けたものである旨を説明し、基本方針本文の 1 項目として基本スタンスの考え方を記載することで、区民及び避難支援者の双方へメッセージ性の高い形で示すことができるという旨を全体で確認をした。また、見出し等も含め、分かり易さについては引き続き工夫をしていく旨を事務局より回答した。

資料 5

○水害リスク診断書の様式案（3 つのパターン）について

事務局より、区民に向けて誤解のない周知に重点を置き、避難行動をチャート形式で選ぶのではなく、戸別のリスクに応じた適切な避難行動を明確に伝えるため、それぞれのパターン別の記載内容について、以下のとおり説明を行った。

① 浸水継続時間 3 日以上のケース

- ・自宅にとどまらず高台への避難が必要
- ・浸水の深さ、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当するかの戸別の結果を示す

② 周囲を 3 日以上に囲まれたケース

- ・浸水継続時間 3 日未満だが、周囲を浸水継続時間 3 日以上に区域に囲まれたパターン
- ・浸水深自体は低い、浸水継続時間の判定としては 2 週間以上注釈（※4）により判定についての内容を記載。
- ・自宅にとどまらず高台への避難が必要
- ・浸水の深さ、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当するか戸別の結果を示す

③ 屋内安全確保の条件を満たしているケース

- ・屋内安全確保の条件の①と③を満たし、下部に記載の条件を満たす場合には屋内安全確保も選択することができるパターン
- ・高台避難が最推奨だが、条件を満たす場合には屋内安全確保を選択可能という内容
- ・下部にも赤字で浸水リスクのない高台や早めに避難することが最推奨の行動である旨を記載した上で、条件を満たす場合に屋内安全確保を行うことも選択肢の 1 つであるというメッセージ
- ・自宅等の低層階が浸水した場合のライフラインの停止、過酷な環境で生活を送ることになる可能性を記載した上で、家族の状況も含めて自宅での避難生活が難しいと判断した場合は、自宅に留まらず、早めの高台への避難をすることを促す旨を記載。備蓄等の必要性についても言及。

また、共通部分に関して下記のとおり説明を行った。

- ・避難に関する基本的な考え方として、北区大規模水害のを想定した避難行動の基本方針の避難の心得 5 か条を掲載
- ・垂直避難の危険性を改めて周知
- ・石神井川の氾濫や土砂災害の危険との違いを記載
- ・水害対応避難避難場所一覧の QR を掲載
- ・荒川氾濫の場合の避難先の考え方（最推奨の避難先は縁故避難、広域避難である旨）の記載
- ・高台水害対応避難避難場所一覧の掲載
- ・公共交通機関が動いているうちの避難開始の呼びかけ
- ・通知として北区からの情報発信（北区防災ポータル・アプリ等の案内）
- ・情報発信通知（A4 版）裏面の活用検討（水害事業の啓発等）

○水害リスク診断書の記載内容について

水害リスク診断書の記載内容について、下記のとおり質問及び意見があった。

- ・水害ハザードマップは併配されるのか
- ・水害リスク診断書が届いたら、自身がどのケースに該当するかわかるということか。
- ・雨が止んだ後に関しても、川の様子等を自分で確認する等をせず、気象情報等の情報をしっかりと捉え、引続き避難行動をすることを促すという内容の周知も、伝え方は難しいが重要である。雨が降り終わってもまだ危険な状況は続いているかもしれない、というメッセージ性はどこかに記載した方がよいと考える。
- ・区民より配付時に内容がわからないという反応がくることが想定される。周知の内容についても

工夫した方がよい。

- ・問合せがくることが想定される関係機関に対し、基本方針の配付や会議の場等での事業説明、問合せの対応についての解説書の作成等を希望する。
 - ・見出しに「あなたの」家の水害リスクのように、固有性をもたせるような文言を追加した方が、より注目して見るようになるのではないか。また、ケース②について、浸水継続時間の2週間以上（2日間）というのが少し分かりにくく感じる。「2週間以上」の記載のみでよいのではないか。
- 事務局より、下記のとおり回答があった。
- ・水害ハザードマップは以前北区内の全戸に配布しているため、併配はしない。
 - ・江東5区で東京都が主導して行ったものとはほぼ同じスキームで実施するものであり、水害リスク診断書が届けば、個別に該当しているケースの内容を確認できる。ケース①が約16万世帯、ケース②が1627世帯、ケース③は4839世帯を予定している。
 - ・晴れていても、上流の方の水量の関係で、その後氾濫が発生する危険性というものは、周知する必要性は認識しているが、限られたこの紙面の中でこういった形で周知ができるかについては検討していく。
 - ・周知の仕方については重要性を認識しており、色々な機会を捉えて啓発していく。
 - ・方針改定と水害リスク診断書の配付に関する庁内、全庁への周知、あるいはその必要な関係機関の会議での説明も含め、検討・調整を行っていく。
 - ・「浸水継続時間の2週間以上（2日間）」という記載方法の分かりにくさは承知しているものの、印刷等の関係上2段書きにはできない事情があるため、文字を小さくする等1段書きで対応できる範囲で表現を検討していく。また、「2週間以上」の記載のみとした場合、ハザードマップ等で自宅の浸水を確認した際に浸水深に相違があるため、疑問を抱かせてしまう可能性がある。

○個別避難計画の対象者への送付について

水害リスク診断書の配付対象について、下記のとおり質問及び意見があった。

- ・個別避難計画作成者にも同様の水害リスク診断書が届いてしまうのか。引き抜き等をする予定はあるか。引き抜きをしない場合には、個別避難計画と水害リスク診断書の記載内容の相違点について、どちらかを選べばよいのか、という反応が想定されるため、この点についても周知の対応が必要となる。
- 事務局より、下記のとおり回答があった。
- ・引き抜きはせず要配慮者利用施設に住民票を置く住民を除く、浸水想定区域内に居住する全員に配付する予定であるが、対象者情報等はあれば引き抜きは可能と思われるため、今後調整、検討していく。通知の裏面に注意事項として個別避難計画作成対象者に対する文言を記載することも可能だが、現時点では対象者が少ないかつ、通知裏面のまで読むかについては疑問が残るため、引き抜きが現実的であると考えます。

全体を通して

○屋内安全確保の可能な条件に該当する住民・住居等の数について

事務局の資料説明後、下記のとおり質問及び意見があった。

- ・屋内安全確保の可能な条件を満たす地域に居住している住民約4万人という数字を解説章で示すとのことだが、資料2の（参考）屋内安全確保が可能と想定される世帯数・住民数の試算結果にて示されている約34,492人という数字の方がより重要な数字になると思われるため、こちらも解説章に

載せる方がよいと考える。約4万人という数字はやや過大であるとする。

- ・ハザードマップの2階部分の浸水についての参考値について、3mという数値は中途半端であるように感じる。古い戸建て等では2階部分が3mに満たず浸水してしまうのではないかと。

➤事務局より、下記のとおり回答があった。

- ・あくまでも約34,492人という数字は推計にて試算した内部計算上の資料であり、2階以上ある戸建てが96.8%としているものの、2階があるが避難に適していない屋根裏である、上がれる室内になっていない、2階があるが個人では階段を上がることができず、1階で生活している等、個別の状況等を反映できていない数字のため、地域に居住している住民数を示すこととしている。屋内安全確保が可能と想定される世帯数・住民数の試算は住民登録上のデータから住戸の状況を推測し、明らかに1階のみである戸建てを除いた場合、このぐらいになるのではないかとという参考値であり、半地下造りになっていて、2階部分の高さが試算の前提となる3mに満たない可能性もある。

約4万人という数字に関しては、3条件のうち、①、③を満たすかのみを絞り込みであり「②自宅等に浸水しない居室があること」という条件を満たしているかどうかについては、満たしていない可能性もあるということである。②条件に係るの浸水しない居室の有無に関するデータを区では持ち合わせておらず、推測値のみしか算出できないのが実情である。

約34,492人という数字の解説章への記載については、屋内安全確保の可能な条件を満たす地域に居住している住民約4万人を示した上で、実際に屋内安全確保が必要と見込まれる数字として、算定根拠を示した上で、約何万人などというかたちで一定程度記載する方向で検討していく。

2階部分が3mという参考の基準については、国がハザードマップ作成時に、建築基準法に遵守して建設した場合、相当古い建物であっても、2階部分が3mを越えるという数字がある。半地下でガレージ等になっている等、建築の構造上2階の高さを下げている等という建物もあるので、住民自身で判断を要することはあるが、通常の建築方法で建てる場合には、古い建物であっても、2階部分は3mを越えると思われる。

○今後の基本方針及び解説章への反映手続きについて

事務局より、下記のとおり提案をし、全委員の同意を得た。

- ・本委員会にて審議した内容を反映し、委員へ最終確認依頼・意見収集を行う
- ・各委員からの意見を反映した後の最終確認について、委員長へ一任する
- ・水害リスク診断書については、審議内容を反映した上で、近日中に確定し、各委員へ通知する

○他自治体等の検討状況について

他自治体の水害時の避難検討状況等について下記のとおり質問があった。

- ・北区の屋内安全確保の考え方については広域避難重視のものだが、他区の屋内安全確保についての検討状況はどのようになっているのか。

➤事務局より、下記のとおり回答があった。

- ・屋内安全確保の検討状況というところまでは把握していないが、区内に垂直避難の施設として確保している自治体もあるということを知っている。高台まちづくりのスキームで、民間と協定を結んだ上で、ライフライン構造のしっかりとした備蓄倉庫かつ避難施設といったものを建設した自治体もある。

そういった自治体の考え方は、水害に関わらず震災も含め、避難所に行かずとも生活ができるようにするべく、家を頑丈にし、物を落ちないようにし、簡易トイレを用意し、備蓄も整える等というようにすることを考慮に入れているものだと思うが、北区ではそれ以上に優先すべき事項が多くあるた

め、避難所に行かない避難についての重要性を認識しつつも、垂直避難施設等については検討していない。昨今では国のスフィア基準やトイレ、キッチン、ベッド等の物資を48時間以内に届ける等といったTKB48という考え方などもある中で、それらを受けて北区も何らかの対策を講じる必要を認識している。しかし、非常に多くの人口がいる中で、学校施設等は限られており、民間でもそれほど大きな敷地をもつ施設等は区内にないため、無い袖をどのように振るかが今後の課題となってくる。備蓄や準備については、浸水する高さに物を備蓄しない、ということも含め、今後は周知していく必要があると考える。

➤事務局の回答を受け、下記の内容の意見や情報提供があった。

- ・大規模水害の取り残された時の辛さを安易に考えない方がよい。住民の中には常総市等で水害が発生した際にヘリコプターが集まり、救助を行う映像が流れたことにより、いざとなれば助けにきてもらえるという幻想を抱いている者も多くいると考える。しかし、数の規模の問題で実際に救助してもらえるのは数か月かかるものと見込まれる。このような状況を踏まえ、他区は答えが出せない状況なのであると推察する。
- ・江東区や海拔0m地帯にある自治体等は排水をなるべく早くする検討会等も実施しており、避難ではない対策を進めている。潮の満ち引きを利用した排水や下水のポンプの耐水化を東京都都へ要望する等をしている。
- ・濃尾平野や大阪平野では、河川の水を排水する為、ポンプの大きさが異なっている。
- ・東京都の排水ポンプについては、常時排水のものと、大水がきた際に備えたものがある。
- ・ポンプ等を用いた排水等については、机上のシミュレーション等はできるが、実際には被災者が流されてくる等もあるため、ポンプの稼働を停止しなければいけない事態等も起こると予想される。

○総括

- ・委員長：課題は山積だが、着手できるところから始め、対策を講じていくことが非常に重要となるため着実に進めていきたい。